

大分県国会開設請願書の検討

丑 木 幸 男

【要 旨】

自由民権運動のもっとも基幹的な要求として、大分県内から明治13年（1880）2月に国会開設願望書が元老院に提出された。旧豊前国下毛・宇佐二郡と福岡県に所属した上毛郡から署名を集めており、福岡県の一部を含み、旧豊後国は含まないので厳密には大分県からとは言い難い。準備を含めて三種類の国会開設を要求する文書を作成しており、その検討を通して国会開設を要求した思想的根拠を解明し、さらにその社会的背景を追求した。

【キーワード】

国会開設願望 自由民権運動 近代アーカイブズ学 大分県 亦一社

はじめに

大分県における国会開設請願書は明治13年（1880）2月9日に豊前国上毛下毛宇佐三郡152町村580名同志の総代として、下毛郡中津町2316番地平民の飯田三治と、同町985番地土族の宮村三多が元老院に提出した「国会創立ヲ請フノ建言」が著名である¹⁾。『田舎新聞』に次のとおり提出のために上京した記事、提出した記事がある²⁾。

国会開設建白の為め亦一社よりは宮村三多・飯田三治の両氏が東上することに定まりしと（13年1月28日号）

頃日一封の書来る、封皮に国会願望事務扱処の八字を刻したる印を捺せり、披て之を閲すれば之なん予て見まく欲せし豊前国下毛上毛宇佐三郡該願望同志南正次外三百五拾七人の代理として東上されたる飯田三治・宮村三多の両氏が携へられし国会開設願望ノ儀建言書の写なりけり、再三読下して衷情の紙上に溢るゝに感ず、直ちに之を江湖に報せんと欲すれども曩にも云ひし如く法律の許さゝる所なれば、之を元老院に伺はんかとまで考へたれど、既に東京横浜毎日新聞社が岡山県の建白書を記さんと欲して許されず、朝野新聞社が筑前国の建言写を載せんと乞ふて聞届けられざるを見れば到底六ヶ敷からんと思ひて止みぬ（13年2月21日号）

建言の為め出京したる国会願望同志総代宮村三多氏は昨日入港の豊中丸にて帰郷されたりと聞く（13年3月7日号）

1月28日までに亦一社の宮村三多・飯田三治が国会開設願望書提出のために上京することが決定したこと、2月21日までに願望書を入手したが、新聞に掲載できなかつたこと、3月7日まで

に宮村三多が帰郷したことが分かる。

『大分県第四回年報』(明治13年)⁽⁴⁾にも次のとおり記録されている。

警察本署 警察年報

一月 ……豊前国下毛郡中津亦一社員宮村三多・飯田三治上毛下毛宇佐三郡国会開設請願ノ委員トナリ上京ス

同中津明治庚辰講談会ヲ開ケリ、此会ハ中津ニテ巨擘ノ人物集合シ演説ヲナスモノナレハ其聴衆モ毎会五百人ヲ下ラス、実ニ盛ナリト云フヘシ、其他在来ノ演説会ハ漸ク衰退ノ兆ヲ顕ハセリ

二月 ……下毛郡中津演説講談ノ盛ナル追々報告セシ如クナリシカ、今又直入郡竹田町ニ於テ本月ヨリ演説会ヲ開キ名ケテ奨順社ト云フ、開会初日ヨリ聴衆殊ニ多シ、漸ク盛大ニ赴クノ兆アリ

三月 ……国会開設ヲ論スル者ハ下毛郡中津地方ニ多シト雖トモ、十ノ七八ハ青年輩ニテ自余ノ郡村ニハ絶テナキモノ、如シ

四月 ……演説講談会等ハ集会条例頒布已後一時解散ノ姿ナリシカ、該条例ニ依リ政談論議スル為メ結社セシハ下毛郡中津亦一社外四社ニシテ、余ハ学術工芸ノ演説ナリ、且少年輩最モ多キニ居ル

五月 ……学術工芸等ノコトヲ目的トシテ集会スルモノアリト雖トモ、政治ニ関スル事項ヲ講談論議スルタメ結社又ハ集会ヲナスモノ鮮シ

六月 ……政談論議ヲ目的トスル演説モ亦稍々衰頽ニ属セリ

九月 ……本月廿日下毛郡中津ニ於テ国会願望者宮村三多トシテ九州各県同望者ノ親睦会ヲ開カントセシカ、参会スル者僅ニ五人 福岡二人三池
老人唐津二人 ニシテ意ノ如ク来集セス、故ニ一席ニ開会ニテ解散シ更ニ十月廿日ヲ以テ福岡ニ会スルノ約ヲナシタル由

政談演説会ハ本月中大分郡鶴崎町ニ一回、北海道郡白杵町ニ兩度、都合三会アリ、鶴崎町ノ会主ハ熊本県士族松川藤四郎ナル者ニシテ、其会員ハ全県士族一木齊太郎、古庄三郎ノ兩名ナリ、白杵町ノ会主ハ鹿児島県平民矢野清、其会員ハ一木齊太郎、古庄三郎ノ兩名ト当県鶴崎町士族木田織太郎ノ三名ニシテ毎会聴衆者尠ナシト云フ

十二月 ……演説集会ハ極メテ稀ナリ

警察本署でも国会開設願望書提出の情報を把握しており、明治13年1月からそれを支持する政談演説会についての情報も収集した。下毛郡、特に中津地方でさかんであり、青年・少年が熱心であること、弾圧立法の集会条例を公布した4月以後衰頽したと報告したが、亦一社など5社が演説会を開催していることを記録した。9月には願望書を提出した宮村三多が九州各地の有志に呼びかけて親睦会を計画したが5人しか集まらずに、福岡に会場を変更して翌月に再度開催を計画した、12月には演説集会は少なくなったことなどを報告した。

しかし、『大分県統計書』⁽⁴⁾によると演説会の回数は明治13年15回、14年32回、15年179回と増大しており、警察本署は期待を込めて運動が低調であると報告したといえよう。

また10年後に刊行した広池千九郎『中津歴史』(第5編新世紀297、299頁)は「十三年二月両毛宇佐三郡同志惣代宮村三多、飯田三治書ヲ元老院議長熾仁親王ニ上リテ国会開設ノ請願ヲナス」「此頃地方ハ政談頗盛ニシテ共憂社正従社畫一社共立社亦一社一貫社等アリテ多ク政談ニ従ヒ、殊ニ亦一社ハ有力ナル政社ニシテ其他講談会攻法学会等亦多少政談ニ関涉シ一時志士論客輩出シテ彼今日地方ノ政治家ト称スル人々ノ如キハ皆此前後ニ其資格ヲ養成セルモノナリト云」と記録した⁽⁵⁾。

しかし、「建言」を提出した同じ飯田三治・宮村三多が明治13年1月21日に作成した「国会開

設願望書」がある⁶⁾。署名人数が未記入であったり、宛先がなかったりと未完成の草稿であることを示しているが、「建言」を提出する一か月前に同一人物が作成したものであり、「願望書」を改訂して「建言」としたものと考えられる。

さらに『田舎新聞』の投書欄に明治12年12月27日から明治13年1月10日・14日・17日の4号にわたり「国会開設ハ願望セザルベカラズ 中津亦一社意見」が掲載された⁷⁾。宮村三多は亦一社の社長、飯田三治はその社員であるので、「意見」は願望書・建言に先立って公表されたものとみられる。

大分県から元老院に提出された国会開設請願書は中津の2人による「建言」だけであるが、それを提出する準備のために「意見」を前年の12月に新聞の投書欄に公表し、翌年1月に草稿の「願望書」を作成し、それを検討したうえで「建言」を元老院に提出したのである。署名人数は580人であり、検討の過程で少なくとも亦一社員、おそらくは中津町を中心とした下毛・上毛・宇佐の大分県北部と一部福岡県を含む旧豊前国の人たちの意思が反映されていると考えられる。この3種類の文章を検討することにより、亦一社員、ひいては中津町周辺の人たちの国会開設に関する見解の変化が伺えると思う。

岩田英一郎『中津自由民権運動史』は、「願望書」について「富国強兵のための民権の確立」「国権拡張へと傾斜した民権の確立、即ち、国会開設の要求」と国権に傾斜した民権思想であるが、「明治絶対主義権力とは正面から対決する」と評価した⁸⁾。

野田秋生『大分県政党史の研究』および同『豊前中津『田舎新聞』『田舎新報』の研究』⁹⁾は、「意見」「建言」を要約して紹介して、「明瞭な国権主義的傾向である」「国権論であり、求められている国会は何よりもまず国民動員の装置」であると評価し、以後岩田・野田両氏の評価が定着したようだ。

「意見」「願望書」「建言」という大分県民権運動にとって、もっとも基本的な文書であるが、周知されているとはいえないので、全文を紹介して検討する。

一、「国会開設ハ願望セザルベカラズ 中津亦一社意見」の検討

明治12年11月7日に大阪で開かれた愛国社第三回大会で国会開設願望書案をそれぞれの地方で作成し、翌13年3月開催予定の第四回大会に持ち寄り、審議のうえ決定して提出することを決議したので¹⁰⁾、第二回大会から参加し、第三回大会には宮村三多が出席したと『自由党史』に記録された中津亦一社では、さっそくその準備のために次の「意見」を執筆して公表したのである。

○国会開設ハ願望セザルベカラズ

中津亦一社意見

我日本ノ人民ハ無気無力ナリ、因循偷安進取ノ氣象ニ乏キナリ、此言ヤ識者ノ欧米人民ニ対照シ来テ之ガ品評ヲ下スモノ実ニ其目的ヲ得タリト云フベシ、維新以降我叡聖文武ナル明治天皇陛下ハ海外並立ノ旨趣ヲ以テ我邦人民ヲシテ欧米人民ト対等ノ位地ニ進マシメント欲シ、至ラザル所ナキモノ、如シ、苟モ血氣アルモノ宜ク風靡響應其弊習ヲ蟬脱シテ以テ

天皇陛下ノ盛旨ニ奉対スベキナリ、而シテ其实却テ大ニ然ラザル所アルモノハ何ゾヤ、蓋我邦国会ノ欠典之ガ進路ヲ遮断スルヲ以ナリ、是故ニ我輩左ニ其意見ヲ概論シ広く全国ノ人民ニ告ゲ其感覚ヲ国会ヲ興スノ最モ緊要ニシテ最モ至急ヲ要スルニ喚起シ、而シテ後ニ相俱ニ一致協力シテ以テ

天皇陛下ニ請願スル所アラント欲スルナリ (未完) (『田舎新聞』明治12年12月27日号)

○中津亦一社意見 (前号ノ続キ)

一凡ソ国ハ人民ノ勉強ヲ以テ富盛、其怠惰ヲ以テ貧弱ナルハ世界各国ノ通情ナリ、而シテ其憤進勇往不撓不屈ニ勉強スルト因循偷安進取ノ氣象ナキハ、之ヲ要スルニ未タ嘗テ財政ノ制

度量出為入ト量入為出ト二分岐セスンバアラサルナリ、何トナレハ則チ国会アルノ欧米各国ハ政府ノ身代ハ全国人民ノ相俱ニ公任スル処、即チ量出為入ノ財政タルヲ以テ其國ノ利害榮辱ハ事細大トナク常ニ影響ヲ国民ノ腦漿裏ニ及ホシ、反射ノ光線ハ固ヨリ千萬ノ等差アリトイヘトモ其注ク所一トシテ富国强兵ニ帰セサルハナシ、此其利害榮辱ハ人ノ賢愚ヲ論セス、学識ノ有無ニ関セズ、国民一般皆能ク之ヲ弁別スルヲ以ナリ、故ニ政府若シ非常ノ經費ヲ要スルトキハ人民非常ノ勉強以テ之ガ費途ニ供スルヲ謀ルナリ、是ヲ以テ政府人民相團結シテ通商交易ナリ、工業殖産ナリ、學術伎芸ナリ、研究日新以テ自國ノ公益ヲ興ス、此其人民憤進勇往不撓不屈ノ勉強以テ政府ノ身代ヲ公任スルノ由テ致スル処ナリ、国会ナキノ我日本ハ政府ノ身代ハ政府ノ独り私任スル処、即チ量入為出ノ財政タルヲ以テ若其各國対等ノ國權ヲ皇張スル即チ海陸軍費ノ如キ未ダ充分ナラザル処アリトイヘトモ、之ヲ如何トモスルコト能ハス、又其非常ノ經費ヲ要スルトキハ策ノ施スベキ所ナク、定額ノ政費ヲ節減スルノ方法アルノミ、政務ノ成スベキモ却テ之ガ為ニ成ス能ハザルニ至ラン、而シテ国民タルモノ旧來算測ノ事ハ其長スル所ト雖モ政費ヲ調理スルノ責任ナク、廉恥ノ心ハ其天性ニ出ル所ト雖モ勉強スヘキノ公任ナク、其運用營為僅カニ一身一家ノ上ニ止リ国家公共ノ利害榮辱辱シテ其何物タルヲ知ラス、租税ノ如キ品種ノ甘苛ニ之ガ喜戚ヲナストイヘトモ權衡ノ当否果シテ如何ヲ知ラス、嗚呼方今我政府人民ノ現象既ニ如此、何ヲ以テ欧米各國ト対等ノ位地ニ進ムヲ得ンヤ、彼三億余萬ノ公債償還方法ノ如キ既ニ國是ヲ立憲政体ニ定ムル以上ハ宜シク国会ヲ開設シテ之ヲ其公議ニ附スベキナリ、影響ノ及ブ所宜シク全国人民ヲシテ非常ノ勉強力ヲ振起セシムベキナリ、何ソ独り大藏卿ヲ煩ハサンヤ、完償ノ期亦何ソ二十有八年ノ久シキヲ待タンヤ、而シテ事此ニ出スシテ彼ニ出ヅ、是ヲ以テ我國ノ財政内ニ収縮シテ外ニ伸張スルコト能ハサルニ似タリ、嗚呼國脉民命ノ係ル所又既ニ如此、其余ハ言フニ足ラザルナリ、我邦人民速ニ政府ノ身代ヲ分任スルノ国会ヲ開設シテ、以テ能ク其不撓不屈ノ勉強力ヲ引起セスンハアルベカラズ (以下次号) (『田舎新聞』明治13年1月10日号)

○亦一社意見〔前号ノ続キ〕

一凡ソ人身ハ活物ナリ、均シク同等ノ人身ヲ以テ同等ノ位地ニ立チ相俱ニ同等ノ政務ヲ行フ、彼此異見ナキ能ハス、異見ノ極遂ニ軌轢相争フニ至ル、情勢ノ免レサル所ナリ、此即チ議政ノ權ヲ国会ニ総括スル所以ナリ、凡ソ人身各情慾ナキ能ハス、其財政ヲ執ルニ及ンデ同情同慾ノ極遂ニ壟斷相私スルニ至ル、法律ノ周密ナルモ之ヲ制スベキニアラス、亦情勢ノ免レザル所ナリ、此即チ国会ノ行政官吏ヲ監督スル所以ナリ、今ヤ我邦国会興ラストイヘトモ一新政府即チ明治ノ昭代其如此情勢ナキハ萬々疑ヲ容レサル所ナリ、然リト雖モ人身ハ活物ナリ、情慾ノ變豈測ルヘケンヤ、是故ニ我邦人民速ニ其軌轢相争ト壟斷相私スルトヲ未萌ニ防グノ国会ヲ開設シテ、以テ将来ノ治安ヲ謀ラサルベケンヤ (以下次号) (『田舎新聞』明治13年1月14日号)

○亦一社意見〔前号ノ続キ〕

以上ノ意見ハ之ヲ民間ノ事變物情ニ発見シ来ルヲ以テ、自カラ深く其肯綮ニ中ルヲ信スルナリ、故ニ我輩亦同盟各社ト俱ニ国会開設ノ願望ヲ致サント欲スルナリ

凡ソ事ノ創設ニ係ルモノハ其發起人ヲ要スル固ヨリ論ヲ俟タス、況ヤ國權ヲ皇張スル国会ノ創設ニ於ルヤ、之ヲ譬フルニ良医ハ發起人ナリ、患者ハ人民ナリ、良医トイヘトモ未ダ患者ノ病根ヲ診察シ得ザルニ於テハ、其投薬施術ニ猶予ヲ与フル亦宜ナラスヤ、今ヤ我邦人民無氣無力ノ病根ハ其実任ヲ荷ハス、又其實物ヲ提ケザルニ在ルヲ知り、因循偷安進取ノ氣象ニ乏シキノ病根ハ其身代ヲ待ツノ責ニ任ゼサルノ由テ釀ス所ナルヲ知り、而シテ又其之ヲ平(癒力)愈スベキノ方術ヲ得ルニ至ラバ、誰カ其治療ニ猶予スルモノアラシヤ、此我輩ガ該願望ヲナ

スノ前ニ当リ前陳ノ意見ヲ以テ国会開設ノ發起者ヲ広く全国ノ各地方ニ求ムル所以ナリ、同感ノ諸君ハ其地方ニ於テ十名以上ノ組合ヲナシ、明治十三年三月委員ヲ大坂愛国社ニ出セヨ、相俱ニ連合シテ国会開設ノ願望ヲ謀ルコトアルヘシ

明治十二年十二月

(『田舎新聞』明治十三年一月十七日号)

日本人は無気力であり、欧米人と対等になるには国会開設が不可欠である。国民が租税負担の合意装置として国会を開設している欧米の財政は「量出為入」であり、人民と政府が「公任」して決定しているので、富国強兵に帰結している。それに対して国会未開設のわが国は「量入為出」の財政であり、政府が財政を「私任」しているので人民は関与できず、富国強兵は思うように進まない。国是を立憲政体に定めているのであるから、国会を開設して財政を「公議」することにより国民の租税負担合意を得ることが可能になる。

また、政治的対立を止揚するために国会に議政の総括権を付与し、将来の治安を図ることができ。以上の理由により全国の同盟各社と協力して政府に国会開設を願望するために、国会開設願望発起者を求める。愛国社第三回大会の決議によって、10人以上の組合を組織して同大会への参加を呼びかけた。

無気力な日本人に元気を与え、欧米と対等になるには国民に参政権を与え、国会を開設して政治に関与させることが不可欠であり、しかも政府はすでに立憲政体を国是としているので、国会開設願望運動に大分県で取り組むことを表明し、その発起者を募ったのである。国会開設を求める理論的根拠として具体的に指摘しているのは財政の「公議」だけであり、租税協議権を背景として納税に合意し、その費途を国民の代表者が協議する機関としての国会を要求したのである。

なお、冒頭に「叡聖文武ナル 明治天皇陛下」と天皇に対する尊敬の念が強いことを表明しているが、現職の天皇の呼称は「明治天皇」ではなく「今上陛下」が普通であり、やや違和感がある。

二、「国会開設願望書」の検討

明治十三年一月二十一日に亦一社長宮村三多と社員の飯田三治が執筆した次の願望書がある¹⁰⁾。

国会開設願望書

豊前国下毛上毛宇佐三郡該願望同志(別冊連署)南正次外 人ノ代理トシテ、飯田三治・宮村三多東上謹デ建言ス、恭ク惟ミレバ我叡聖文武ナル明治天皇陛下ハ即位ノ始メ首ニ五箇条ノ誓約ヲ掲ゲ国是ヲ立憲政体ニ定メ玉フ、実ニ明治元年三月十四日ニシテ既ニ已ニ十有三年ノ星霜ヲ経過シタリキ、天下ノ人民ハ延頸企足以テ誓約ノ早く実施セラレン事ヲ仰望スル実ニ一日千秋ノ思ヲナセリ、而シテ政府ハ漸進ノ政策ナルヲ以テ民知上進ノ日ヲ待テ之ヲ実施セラルルハ智者ヲ俟タスシテ知ル所ナリ、三治等宜シク沈黙恭順以テ応分ノ職業ニ勤勉スベキハ固ヨリ当然ナリトイヘドモ、竊カニ宇内ノ形勢ヲ伝聞シ我国ノ現状ヲ觀察シテ区々ノ微衷止メント欲シテ止ム能ハザル所アリ、何ソヤ、国庫ノ盈縮ト国権ノ張弛ハ之ヲ政府ノ一方ニ放任スルニ忍ビザル是ナリ、何ヲカ国庫ノ盈縮ト云フ、凡ソ外人ノ我政府人民ヲ軽重スル蓋理財ノ巧拙如何ニ在ルノミ、維新以降我政府ノ歳入ヲ支消スルヤ、運用ノ方略ハ識者ヲ草野ノ間ニ感泣セシムルカ、又将外面ニ開化文明ヲ裝飾シ細人ノ耳目ヲ其巍然タルニ聳動セシムルカ、又且年度ノ決等ハ国会ノ監督ナシトイヘドモ内外人民ニ充分ノ信認ヲ与ヘタルカ、彼三億七千余万ノ公債償還方法ノ如キ政府ハ国会ヲ開設シテ之ヲ其公議ニ附スルノ举措ナク、其完償ノ法案ハ殆ンド政府ノ私債ヲ処分スルモノノ如シ、外人ノ評シテ何トカ云ハ

ン、該法案ヲ履行シ二十八年ニ完償スルヲ美トセンカ、全国人民進シテ之ヲ分担シ勉強勤勞以テ完償ノ責ニ任スルヲ美トセンカ、国土ヲ海島中ニ占ムルヲ以テ該公債ハ海軍ノ費途ニ其幾分ヲ供シタルカ、人民ノ知識ハ造船航海海商ノ進歩ニ其幾等ヲ進メタルカ、其他平常非常ノ支出果シテ遺策ナシトスルカ、外人ノ我ヲ輕侮スル何ソ、必シモ彼ヲ咎メンヤ、我亦自カラ招ク所アリ、若夫国会ヲ今日ニ開カズ、議權ヲ人民ニ与ヘス、財政ノ制度依然トシテ尚量入為出ノ旧法ヲ墨守スルガ如キハ奮ニ改進ノ政略ト主義相反スルノミナラス、其影響ハ外人ヲシテ益輕侮ノ心ヲ増長セシムルニ足ル、而シテ今ヤ外交ノ改約ニ於ル支那ノ葛藤ニ於ル其応接上安ソ之ヲ干戈ニ訴フルナキヲ保センヤ、事若此ニ及ハバ政府ハ何ヲ以テ其軍資ニ供スルカ、蓋其極遂ニ国土ヲ抵当トシテ外債ヲ募ラザルヲ得ザルニ至ラン、又將紙幣ヲ増發シテ全国人民ニ無量ノ災害ヲ蒙ラシムルニ至ラン、此ヲ思ヒ彼ヲ思フ、血涙潜々禁スベカラス、是三治等ガ国庫ノ盈縮ヲ政府ノ一方ニ放任スルニ忍ビザル所以ナリ

何ヲカ国權ノ張弛ト云フ、條約改正是ナリ、抑現行條約ハ往時幕吏ノ無識ナルト国事ノ多難ナルノ機ニ投ジ彼其寸兵尺鉄ヲ用ヒズ、我ヲシテ印度ノ覆轍ニ陥ラシムルノ長計ニ出デテ始メニ仮條約ト云ヒ、次ニ本條約ト云ヒ甘言以テ親交シ脅迫以テ要盟シ、改約ノ期ヲ明治五年ニ定メ遂ニ以テ我ヲ枯燥シ我ヲ凌辱スルノ端ヲ開ケリ、維新政府深ク茲ニ見ル所アリ、其期ニ先ダチ專使ヲ差遣シ改約ノ旨趣ヲ締盟各国ニ通知セラレタリ、爾來黽勉其照會ニ怠ラズトイヘドモ彼ニ在テハ改約ノ期一日ヲ延セハ一日ノ利得アルヲ以テ、事ヲ左右ニ仮托シ歲月ヲ其応接上ニ空過シ遷延以テ今日ニ至レリ、嗚呼彼ガ厭ク事ナキノ欲ヲ逞フスル既ニ此ニ及フ、到底戰ヲ以テ和ヲナスニ非ザルヨリ安ソ我目的ヲ達スルヲ得ンヤ、於是乎蓋我政府ハ斷然此ヲ決行セント欲スト雖ドモ、國民進シテ其衝ニ當リ其責ニ任スルノ実ナキヲ如何セン、此外人ノ之ヲ輕侮シテ其要求ヲ肯セザル所以ナラン、然ラバ則チ改約ノ今日ニ完結セザルハ罪ヲ國民ノ氣力ナキニ歸センカ、抑亦冤ト云ハザルヲ得ンヤ、維新以降国家公共ノ利弊苟モ事ノ改正ニ係ルモノハ悉皆政府ノ一手総攬スルヲ以テ、國民ハ偏ニ其發令ノ英斷ト措置ノ好意トニ順承シ外交ノ改約モ併セテ其総攬スル所ニ放任シタリ、然リ而シテ内國ノ改正ハ事細大トナクテシテ意ノ如クナラザルハナシ、何ソ料ラン、獨リ外交ニ至テカヲ其改約ニ用ユル事茲ニ八年、尚其目的ヲ達スル事能ハザラントハ、於是乎外人我ヲ評シテ曰ク日本人民ハ卑屈從順唯其ノ命令ニ之レ從フノミ、何ニ由テカ啄ヲ外交ノ利害ニ容ルルノ知識ト氣力トヲ有センヤト、此我人民ノ政府ヲ過信スルノ自カラ招ク所トイヘドモ、亦之ヲ冤ト云ハザルヲ得ンヤ、之ニ由テ之ヲ觀レバ我ノ要求彼之ヲ肯セザルハ我政府ヲ輕侮スルニアラス、我人民ノ氣力ナキヲ輕侮スルナリ、思フテ茲ニ至レバ遺恨慚愧ノ至リニ堪エズ、此三治等ガ国權ノ張弛ヲ政府ノ一方ニ放任スルニ忍ビザル所以ナリ、是ヲ以テ左ニ国会尚早シトスルモノノ惑ヲ解キ、而シテ三治等ガ万々止ムヲ得ザルノ至情ニ出デテ、速ニ国会開設アラン事ヲ願望スル所以ヲ述ベントス

大政府ノ国会開設ヲ漸進ニ附スルハ、蓋全国人民ヲ無知蒙昧ニシテ俱ニ事ヲ議スルニ足ラズトスルカ、將又他ニ止ムヲ得ザルノ事由アツテ存スルカ、若其罪ヲ無知蒙昧ニ歸センカ、三治等誓テ其冤ヲ解カザルヲ得ザルナリ、抑之ヲ無知蒙昧ナリト云フハ、畢竟其見聞ニ触レサル學術上ヨリ之ガ見解ヲ下スモノ、苟モ其見聞ニ触レサル点ヨリ之ヲ視ルトキハ、學者トイヘドモ各地ノ民情ト其習慣法ノ如キ、必ス其見聞ニ触レサル所アリ、之ヲ無知蒙昧ナリトシテ可ナランカ、人各良知良能アリ、其選ハレテ代議士トナルヤ、其議スル所已レカ躬行經歷上ニ密接スル法律ト財政トニ係ル其各国古今ノ類例ヲ引証スルハ、固ヨリ其及ハサル所トイヘドモ各地ノ民情ト習慣法トニ至テハ之ニ優ル所アルヤ必セリ、之ニ由テ之ヲ觀レハ国会ヲ廢藩立県ノ際ニ創立スルモ決シテ尚早シトナスベカラス、而シテ其之ヲ尚早シトスルハ民情

ヲ詳ニセサルト習慣法ヲ外ニスル学者論ト云フベキナリ、況ヤ爾來ハケ年世運民知ト俱ニ上進シ、各地ノ人民相競起シテ以テ国会開設ヲ熱望スルノ今日ニ於ルヲヤ
 今ヤ我国ノ現象内ハ財政ニ余裕アリト云フベカラス、海陸ノ兵備モ折衝禦侮ニ満足セリト云フベカラス、政府人民固ヨリ一和協會ストイヘドモ毫モ乖隔ノ憂ナシト云フベカラス、而シテ外交ノ改約ハ彼之ヲ肯ゼサルアリ、支那ノ葛藤モ彼非理ノ争端ヲ開クアリ、其事タルヤ国権ノ張弛、国庫ノ盈トニ関シ宣戰講和將ニ以テ立談ノ間ニ決セントス
 嗚呼全国人民苟モ志氣アルモノ誰カ如此国歩艱難挙テ以テ政府ノ一方ニ放任スルニ忍ビンヤ、進ンテ其衝ニ当リ其責ニ任ジ国権ヲ艱難ノ間ニ恢復シ財政ノ方略ハ以テ国質ノ元氣ヲ培養シ以テ国威ヲ四表ニ發揚シ、稅權法權ハ永ク以テ外人ノ凌辱ヲ杜絶シ、政府ヲシテ外交ニ内顧ノ憂ナク内政ニ外顧ノ憂ナカラシメ、以テ我獨立帝國ノ体面ヲ全フスル、蓋國民タルノ本分ナリ、伏シテ希クハ速ニ国会ヲ開設シテ以テ全国人民ニ其本分ヲ尽サシメヨ、三治等区々ノ微衷願願ノ至リニ堪ヘス、情溢レ辭蹙マル、亦唯亮察ヲ垂レテ採納セヨ、頓首謹言
 明治十三年一月廿一日

「意見」から一か月後に政府へ提出することを意識して執筆したが、署名人数がまとまらなかったために人数欄を空白にし、また差出人・宛先を記入しないままにしてあり、草稿であることを示している。

「意見」では国会開設を要求する原因の具体的な事例としては「量出為入」「量入為出」の財政の手法を指摘したが、「願望書」ではやや詳細に「国庫ノ盈縮」と「国権ノ張弛」とを挙げた。

最初に五か条の誓文を挙げて立憲政体を採用することを宣言しながらいまだに実現していないことを指摘し、政府の漸進主義により人民の知識向上をまって採用する方針に対して、急速に実現することが必要になっている理由として先述の「国庫ノ盈縮」と「国権ノ張弛」を挙げた。「国庫ノ盈縮」は、財政問題である。「意見」で指摘した財政手法として古い「量入為出」をとり、国民の意思を反映する国会で歳入・歳出を審議しないで政府の独断で財政を運用している現状を批判し、租税負担の国民の協力を得られず最終的には「国土ヲ抵当トシテ外債ヲ募」り、財政破綻する危険性を指摘した。

「国権ノ張弛」は稅權法權ともに不平等条約の改正であり、獨立國家の体面を確立することである。国会未開設の現状では交渉は輿論の背景がない政府のみの担当となり、外国から輕侮され、成功する可能性はない。国権を強固にするには政府の独断に任せておくのではなく、国民と政府とが協力することにより実現するのであり、そのために国会開設を要求した。

なお、冒頭の「叡聖文武ナル明治天皇陛下」は「意見」と同様であり、両者が連続していることを示している。

先の「意見」よりは詳細になっているが、租税協議権を前提とした財政問題解決と、獨立國家としての体面維持を求めた条約改正のために、国会開設を要求したのである。外国の輕侮を跳ね返し、外債、条約改正を解決できる國民國家を確立し、政府と國民が協力する政治体制として立憲政治を求めたのである。しかし、地租輕減要求はまったくみえない。

三、「国会創立ヲ請フノ建言」の検討

飯田三治・宮村三多が東京へ出かけ、明治13年2月9日に元老院に提出した「建言」の原本であり、同月17日に元老院幹事柳原前光が太政大臣三条実美に進達し、同日に三条実美、岩倉具視、有栖川宮の三大臣、大隈重信、大木喬任、伊藤博文、井上馨、川村純義、黒田清隆、寺島宗

則、山県有朋、西郷従道、山田顕義の各参議の回覧に供した。現在は国立公文書館に所蔵されている。

最初にその文面と内容を紹介しておこう。

国会創立ヲ請フノ建言

豊前国上毛下毛宇佐三郡同志庶民ノ代理トシテ下毛郡中津町平民飯田三治士族宮村三多誠惶誠恐頓首々々上言ス、伏惟ルニ

叡聖文武天皇即位ノ初メ即チ五条ノ 御誓ヲ定メ玉ヒ尋テ八年四月ノ 聖詔ヲ以テ立憲政体ノ基本ヲ立サセ玉ヒ人民感泣相共ニ

陛下神聖仁慈ノ盛徳ヲ仰慕シ窃ニ国会創立ノ近ニアルヲ期シ焦思渴望スルコト茲ニ六年ノ久ニ亘リ終ニ 詔命下ラス、人民望ヲ失ヒ物情沸騰論説紛紜以テ政策ノ是非ヲ疑フニ至ル、人心ノ嚮フ所輿論ノ歸スル処亦以テ知ル可キ也、三治等窃ニ方今本邦ノ形勢ヲ觀察スルニ外ニシテハ強国和親ノ未タ待ム可ラサルアリ、内ニシテハ人民怨嗟ノ未タ止ム可ラサルアリ、亦無事ト謂フ可ラス、故ニ今日ノ計ヲ為スモノ先ツ国会ヲ創立シ上下和同シ広く人民ト大政ヲ諮議審理シ、以テ方今ノ最大急務ニ応スルニ如クハナキ也、最大急務蓋シニアリ、曰ク国庫ヲ充足ス、曰ク国権ヲ拡張ス、国庫ヲ充足ストハ何ソヤ、政府向キニ幕政ノ弊余ヲ承ケ戦乱改革踵ヲ接シテ起リ数年寧日ナシ、是以テ公債委積シ国帑靡耗シ紙幣発行益夥ク金貨濫出幾ト尽ク、夫レ近年政府ノ税目ヲ増シ税額ヲ加フル其幾千ナルヲ知ラス、則チ従前ノ既ニ収ムル所概ネ収メサルハナク、従前ノ未タ収メサル所モ亦収メサルハナク、百種ノ雜稅殆ト網羅シテ遺スコトナシ、収税至密如此ニシテ而シテ猶且ツ給セス、終ニ金貨紙幣ノ間殆ト五十円ノ差アルニ至ル、即チ前日一千万ノ富既ニ其五百万ヲ減スルト何ソ異ラン、財政ノ凋弊亦極レト云フ可シ、政府果シテ何ノ術カ之ヲ救ハン、今僅ニ一歳ノ入ヲ以テ一歳ノ出ヲ支フ既ニ足ラス、況ンヤ将来事物改進ノ費用ニ備フルオヤ、夫ノ郵便航通ヲ開キ軍艦水兵ヲ備ヘ砲台ヲ設ケ港閘ヲ築クカ如キ其他国費ヲ以テ支フ可キモノ枚挙ニ遑アラス、是レ皆興起ス可ラサル乎、文物凋衰復タ振作ス可ラサル乎、昇平無事ノ日既ニ然リ、一旦国家事アルニ臨ミ其レ何ヲ以テ之ニ応セン乎、今ヤ各国対峙富強相軋リ条約待ム可ラス、正理待ム可ラス、待ム可ラサル条約ヲ待ミ待ム可ラサル正理ヲ待ミ、以テ無事ニ安ンス、恐クハ苟且ノ拙謀ニ似テ万世ノ長計ニ非ス、況ンヤ琉球ノ事件条約改正ノ事件ノ如キ其終ニ奈何ヲ知ル可ラサルオヤ、不幸ニシテ一旦干戈ノ事アラハ国家ノ危急誠ニ言フニ忍ヒサル者アリ、伏シテ惟ルニ

聖天子位ニ在マシ百司其人ヲ得タリ、豈之ヲ処スルノ成算ナカラシヤ、唯之ヲ謀ルノ広カラスシテ下民ニ及ハサルノミ、唯下民ニ及ハサルナリ、是故ニ人心疑懼シ怨讟交々至ル、寧口故ナシト謂ハンヤ、向ニ地租改正ノ事ノ如キ実ニ政府専処シ剛果自ラ用フルモノ其得失利害ハ姑ク置キ、人民ノ危疑怨嗟日ニ甚シク、無辜ノ民ヲシテ政府ノ罪人タラシム、其レ誰ノ過ソヤ、且ツ夫庸謔神算アリト云フト雖トモ国家一旦不慮ノ災厄ニ遭ヒ已ムコトナクンハ、則チ必ス人民ニ謀ラサル能ハス、已ムコトナクシテ人民ニ謀レハ則チ勢必ス政權ヲ割与セサル能ハス、是レ国権ヲ与フルニ非スシテ政權ヲ売ルナリ、昔シ英国ノ政タル大権専ラ王室ニ皈シ人民手ヲ拱シ命ヲ聞ク、其王室衰微官庫空乏ナルニ及ヒ費用ヲ人民ニ課スル毎ニ、輒チ政權ヲ割与シ上吝ミ下貪リ数百年ノ搔擾ヲ経テ以テ今日ヲ致ス、官民ノ間豈此ノ如キヲ願ハンヤ、今夫レ政府断然政權ヲ分チ以テ国本ヲ定メハ則チ上ニ仁慈ノ典アリ、下ニ忠順ノ名アラン、然ラサレハ則チ焉ソ英王ノ覆轍ヲ踐マサルヲ知ランヤ、礎亦殆ヒ哉

国権ヲ拡張ストハ何ソヤ、条約ヲ改正スル是ナリ、蓋シ現行条約ハ往年幕政委靡国事多難ノ時ニ当リ、幕吏苟且ノ計終ニ国権ヲ褫奪セラレ国体ヲ汚損セラレ誠ニ万世ノ屈辱コレヨリ甚

シキハナシ、政府夙ニ此ニ見アリ、大臣ヲ欧米諸国ニ派遣シ以テ条約ヲ改正センコトヲ求メタレトモ、各国肆ニ強大ヲ恃ミ敢テ言ヲ左右ニ托シ遷延今日ニ至リ猶ホ決スル能ハス、豈政府専断自処シ人民袖手傍觀スルノ時ナランヤ、宜シク上下一致以テ外侮ヲ禦ク可キナリ、幕吏専断自処シ今ノ条約ヲ論スルモノ深ク之ヲ罪ス、当時内ニ強藩ノ離叛セルアリ、外ニ勁敵ノ境ニ臨ムアリ、時宜情実此ノ如クシテ猶ホ且ツ然リ、今ノ政府ハ幕府ノ危急アルニ非ス、人民ノ与ニ謀ル可キナキニ非ス、而ルニ国家ノ大事ヲ二三官吏ニ任シ或ハ区々新聞記者ノ手ヲ藉テ助ヲ民間ニ取ルカ如キハ、従ノ今ヲ視ル果シテ之ヲ何トカ謂ハン、然ラハ則チ其事成ル、亦誹譏ヲ免レス、而ルヲ況ヤ曖昧不決数年ノ久ヲ亘テ成スコト能ハサルオヤ、且ツ夫レ条約改正ノ事タル政府ノ之ヲ求ムルニ非ス、国民ノ之ヲ求ムルナリ、官吏ノ之ヲ求ムルニ非ス、輿論ノ求ムルナリ、今ヤ政府独り其任ニ当ラハ外人必ス將ニ曰ン、条約改正ハ日本人民ノ輿論ニ非ル也、日本人民ノ請求ニ非ル也、人民ノ知識未タ此ニ至ラサル也、人民ノ志未タ此ニ及ハサルナリ、人心ノ此ニ嚮ヒ輿論ノ此ニ至ルヲ待テ徐々之ヲ謀ラント、果シテ然ラハ政府何ノ辞カニ之ニ応センヤ、国会ノ未タ起ラサル政權ノ未タ分タサル、蓋シ政府ノ意人知未タシ、文明未タシト謂ハン、政府既ニ我ヲ愚トス、安ソ外国ノ侮慢ヲ怪マンヤ、故ニ政府ノ人民ヲ侮ル所以ハ即チ屈辱ノ未タ雪カサル、国權ノ未タ復セサル所以ナリ、夫レ国權ノ未タ復セサル、屈辱ノ未タ雪カサル何ソ区々是非ヲ論スルニ暇アランヤ、必ス上下心ヲ同フシ以テ当今ノ長計ヲ為サ、ル可ラス、然ラサレハ則チ外侮禦ク可ラス、国權復ス可ラス、国勢振フ可ラス、屈辱雪ク可ラス、終ニ天下後世ノ笑トナラン、豈深慮リ遠ク謀ラサル可ケンヤ、顧フニ政府ノ之ヲ慮ラサルニ非ス、慮リテ計ノ善ナラサルナリ、計ノ善ナラサルニ非ス、計ヲ秘スルノ善ナラサル也、唯計ヲ秘スル也、是以テ人心洵々疑懼日ニ益々甚シ、亦故ナシト謂ハンヤ、譬ヘハ人アリ、外ニ怨仇アリ、内ニ重債アリ、門ヲ鎖シ惴々窮思シ人ニ告テ曰ク我成算アリ、我長計アリト、豈其レ之ヲ信センカ、政府誠ニ測ル可ラサルノ怨仇アルナリ、誠ニ支フ可ラサルノ重債アルナリ、奈何ソ人民ヲシテ疑懼擾攘ノ民ヲ卒テ敵国外患ニ応ス、磋亦殆ヒ哉

是ニ由テ之ヲ觀レハ国会ヲ創立スルハ方今ノ最大急務ニシテ、其既ニ遅キヲ憂フルナリ、既ニ其遲ヲ憂フ、是故ニ害アレハ已ム、苟モ利アレハ則チ断然之ヲ創立ス可シ、何ヲ苦テカ遲疑猶予ヲ為サン、蓋シ国会ノ事タル現時人民ノ知識ヲ活用シ以テ将来ノ知識ヲ發達スルニ外ナラス、故ニ国会ナケレハ則チ人知ヲ活用スル能ハス、活用スル能ハサレハ何ヲ以テ将来ノ發達ヲ望マン、其知ナル所以ノ道ニ由ラスシテ徒ニ知ナル所以ヲ待ツ、誠ニ其何ノ故タルヲ知ラサル也、茲ニ人アリ、種ヲ囊ニシテ坐シテ苗ヲ待チ苗ヲ挿マスシテ秋獲ヲ待ツト異ナルナシ、蓋ソ其本ニ反ラサル、然ラサレハ則チ国会開設スル終ニ其期ナキヲ恐ル、也、若夫レ国会ヲ開カス、政權ヲ分タス、人心ニ從ハス、輿論ニ順ハサレハ則チ国家ノ大變殆ト言フニ忍ヒサル者アラン、況ンヤ国庫ノ充足セサル可ラサル、国權ノ拡張セサル可ラサルノ急務アリニ於テオヤ、況ンヤ強国和親ノ以テ恃ム可ラサル時ニ於テオヤ、磋大日本帝国万世ノ大計ヲ定メ

天皇陛下神聖仁慈ノ盛徳ヲ施キ以テ億兆ノ人心ヲ安スル誠ニ方今ノ時ニ在リ、其佗ヲ知ラサル也、三治等区々微衷懇悃ノ至ニ耐ヘス、冀クハ洞照シ玉ヘ、三治等誠惶誠恐頓首頓首

豊前国上毛下毛宇佐三郡百五十二町村五百八拾名同志惣代

大分県豊前国下毛郡中津町二千三百十六番地平民

明治十三年二月九日

飯田三治[㊤]

全県全郡全町九百八十五番地士族

宮村三多[㊤]

元老院議長 有栖川宮熾仁殿

ほぼ20日前の1月21日に作成した「願望書」とは、類似の表現があり継続した文章であることは分かるが、文面が大きく異なっており、「願望書」を部分的に修正したのではなく、全面的に書き替えたものである。修正の経過を知る手がかりは残されていないが、恐らく、「願望書」を提示して580人の賛同者の署名を得る過程で修正意見を聴取し、最終的に飯田・宮村が修正したものと思われる。「意見」では10人で組合組織を指示したが、そうした組織的討議が実施されたかは不明である。

その大意は次のとおりである。

国会創立を請うの建言

- (1)豊前国三郡同志庶民の代理として飯田三治、宮村三多が上言する。「願望書」にあった「明治天皇陛下」は「陛下」に修正した。
- (2)天皇は五か条の御誓文、明治8年の「漸次立憲政体樹立の詔」により立憲政体の基本を立て、人民は国会創立が近いことを期待したがその後六年経っても国会開設の詔命が下らないので、物情沸騰論説紛紜して立憲政体樹立の政策を疑っており、輿論の動向を知るべきである。「願望書」では五か条の誓文だけを挙げたが、ここでは「漸次立憲政体樹立の詔」を指摘した。
- (3)われわれは日本の現状を強国と和親することはできず、国内の人民の怨嗟が大きく、無事ということはできないとみている。そのために先ず国会を創立して、上下が和同して広く人民と大政を諮議審理することにより、最大急務に対応すべきだと考える。
- (4)最大急務は二点ある。一つは国庫を充足することと、二つは国権を拡張することである。「願望書」と文言は異なるが、指摘していることは同じである。
- (5)第一点の国庫充足は、江戸幕府の弊害除去のために戦乱改革を繰り返し、この経費のために公債発行、紙幣濫発、増税によるインフレにより、正貨と紙幣の差額が五十円にもなった。一千万円の価値が翌日には五百万円を減少することになり、貨幣価値が下落して財政が凋弊している。政府はその対策をしているのだろうか。郵便航通、軍艦水兵、砲台等国費で支出しなければならないことは膨大にある。各国が対峙している現在、条約には期待することはできない。国際関係の正理も期待できない。いったん変事が発生すれば国家は危急におちいってしまう。聖天子のもとに優秀な官僚が揃っているので対策は万全であろう。しかし、計画は人民に知らせていないために、人心が疑懼しているのである。地租改正のように政府が専断し結果を出したことの得失利害は論じないとしても、人民の危疑怨嗟は大きく、重税を納税できずに罪のない民が罪人となってしまったのは誰の過失であろうか。国家が不慮の災厄にあえば、必ず人民と相談し、政権の一部を人民に割与せざるをえない。それでは国権を与えるのではなく政権を売ることになる。イギリスでは大権は王室に属し人民はその命令を聞くだけであった。しかし、王室が衰微し官庫が空乏となったために費用を人民が負担するごとに、政権を人民に割与し数百年の搔擾を経て今日のイギリスの政権が生まれたのである。政府が断然として政権を分与して国政の基本を定めれば、政府は仁慈の典があり、人民は政府に忠順となる。そうでなければイギリスと同じように政府の権限がなし崩しに衰退するであろう。
- (6)第二点目の急務の国権拡張は条約改正である。明治政府は不平等条約であることを認識して(岩倉具視)大臣を欧米諸国に派遣して条約改正を求めたが成功していない。政府に任せて人民が袖手傍観している時期ではない。上下が一致して進めるべきである。政府は人民に相

談して解決すべきだ。条約改正は国民の輿論が求めるのである。政府だけが交渉するのは、成功しない。国会が開設されず、国民に政権の一部が分与されていないのでは、文明は未開である。政府は人民を愚とみなしているために、国権が回復されていないのである。政府の条約改正交渉の巧拙を批判するのではなく、その計画を秘匿することを批判するのである。国会創立は現在の最大急務である。国会を開設して人民の知識を活用し、将来の知識を発達させることになる。もし国会を開かず、政権を分たず、輿論に順わない政治をすれば国家の大変におちいるであろう。

(7)万世の大計を定め、天皇陛下神聖仁慈の盛徳により億兆の人心を安心させることが願望である。我々の微衷を懇願する。

「願望書」と比較すると挙例が詳細になっているので、そこが修正部分であり、国会開設の理由として「国庫充足」と「国権拡充」を解決するために、政府と人民が協力して政治を運営するシステムとして国会を要求する論理構成は同一である。

挙例の中で注目すべき修正点は、重税と貨幣価値下落の指摘である。地租改正の結果、地租を納入できないで罪人となるという指摘も含めると、経済活動についての認識が「願望書」よりも深まったといえる。士族だけでなく中津町の町人および周辺農村地域に居住する豪農たちの意見も取り入れたと推定できる。しかし、地租軽減要求はないので豪農の意見は反映されていない。イギリスの事例では圧政に反発する暴動を伴う革命に対する恐怖の想起を意図しており、貧農の発想はないことを推測させる。

したがって「願望書」を修正した「建言」の立場は、従来は士族的性格が濃厚な国権論が指摘されていたが、士族および町人の見解を代表しており、貧農層は排除されているといえよう。

おわりに

中津町の亦一社が作成した明治12年12月の「意見」、同社社長・社員が13年1月に作成した「願望書」、2月の「建言」を紹介しながら検討してきた。現在知られている限りでは、大分県からの国会開設請願書はこれが唯一の事例であるが、少なくとも三種類の文書を用意し、そのうち最初の「意見」は新聞に公表し、広く県民に知らせ、それに対する意見を期待したようである。広く意見を求めながら慎重に国会開設請願書を作成したといえる。愛国社第三回大会で次回大会に国会開設願望書を各地で用意し、13年3月17日に開会した第四回大会で決議して、13年4月8日付けの片岡健吉・河野広中を総代とする「国会ヲ開設スルノ允可ヲ上願スルノ書」を作成したのであるが、中津ではそれを待たずに元老院へ提出してしまったのである。

「意見」は明治12年12月27日に『田舎新聞』に亦一社意見として国会開設運動へ取り組むことを公表し、連載となったために翌年1月17日に最終回が掲載された。

その4日後の明治13年1月21日に「願望書」を作成した。亦一社ではなく、その社長および社員である宮村三多・飯田三治の個人名で作成した。これは政府へ提出する文書の草稿であり、この文書で賛同者を募ったのであろう。

すでに五か条の誓文で約束した立憲政体樹立の遅延を責め、累積する公債償還を中心とする財政問題、国民の租税負担を合意し意思決定する機関としての国会を要求する点は「意見」と同じであるが、条約改正の意思決定を新たに国会開設の理論的根拠に追加した。

そのほぼ20日後の明治13年2月9日に「建言」を総代二人が上京して元老院へ提出し、2月17日に三条実美以下の大臣・参議が回覧したのである。

「願望書」と同じく財政問題と条約改正を最大急務として指摘し、その解決のために政府と人民とが大政を協議する君民共治権を国会開設の理論的根拠とした。

社会契約論や天賦人權論などのフランス的な急進民権論ではなく、イギリス的な穏健な民権論に依拠したといえる。中津出身の福沢諭吉の影響が表れているといえよう。士族・平民の身分に関わりなく、国政への参加に期待をふくらませて、国会開設を明治12年から一貫して主張し、大分県内では唯一国会開設願望書を元老院に提出した意義は高く評価されてよい。

(注)

- (1) 以下「建言」と略称する。色川大吉・我部政男監修、茂木陽一・鶴巻孝雄編『明治建白書集成』第5巻、(筑摩書房、1996年)所収
- (2) 大分県立図書館所蔵、『田舎新聞』明治13年1月28日号、2月21日号、3月7日号、本稿では史料引用にあたり句読点を付し、常用漢字を使用し、ㇿなどの合字はトモ、コトなどに改めた。
- (3) 大分県公文書館所蔵『大分県第四回年報』明治13年、史料番号2001030005
- (4) 大分県公文書館所蔵『大分県統計書』(明治15年)。明治13、14年の演説会回数は15年からさかのぼっての記録のため実数より少ない可能性が高い。
- (5) 広池千九郎『中津歴史』(1891年、自由館印刷)
- (6) 以下「願望書」と略称する。岩田英一郎『中津自由民権運動史』(私家版、1972年)171～175頁所収
- (7) 以下「意見」と略称する。要約が野田秋生『大分県政党史の研究－自由民権と党派の軌跡－』(山口書店、1990年)、同『豊前中津『田舎新聞』『田舎新報』の研究』(エヌワイ企画有限会社、2006年)に紹介されている。
- (8) 前掲岩田英一郎『中津自由民権運動史』91頁
- (9) 前掲野田秋生『大分県政党史の研究－自由民権と党派の軌跡－』43頁、同『豊前中津『田舎新聞』『田舎新報』の研究』142頁
- (10) 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』上(264頁、岩波書店、1957年)。前掲野田秋生『大分県政党史の研究－自由民権と党派の軌跡－』(40頁)は考証した結果、愛国社第三回大会には宮村三多ではなく南摩昇二郎が出席したと結論づけた。
- (11) 前掲岩田英一郎『中津自由民権運動史』171から175頁、1972年。原本の所在などについての情報の記載がなく、本文の検証ができないので一抹の不安がある。